

物品税法日本語訳（仮訳）

※本翻訳は、JICA の長期専門家（税務アドバイザー）の執務参考用に作成したものであり、ラオス人民民主共和国の政府、財務省税務局及び関係機関並びに JICA 及びその関連者などが、その精度を保証するものではありません。

適用にあたっては、ラオス語の原文にあたっていただくようお願いします。本仮訳の直接の適用によって損害等が発生しても、長期専門家及び JICA などは一切の責任を負いません。

なお、仮訳中「ラオス人民民主共和国」については、翻訳の便宜上「ラオス国」に統一してあります。

物品税法

目次

第 I 部 総則	1
第 1 条 目的	1
第 2 条 物品税	1
第 3 条 定義	1
第 4 条 物品税に関する国家方針	3
第 5 条 物品税の実施原則	3
第 6 条 物品税に関する義務	4
第 7 条 適用範囲	4
第 8 条 国際協力	4
第 II 部 物品税の徴収及び計算	4
第 1 章 物品税の徴収	4
第 9 条 物品税の徴収	4
第 10 条 物品税の納税者	4
第 11 条 物品税対象の商品及びサービス	4
第 12 条 物品税課税対象外の商品及びサービス	5
第 2 章 物品税の計算	6
第 13 条 物品税の計算方法	6
第 14 条 物品税課税金額	6
第 15 条 物品税の税率	6
第 16 条 物品税の最低税率	9
第 17 条 物品税の計算及び徴収の期限	10
第 18 条 物品税の申告及び納税	10
第 III 部 納税者、個人及び関連組織の権利と義務	10
第 19 条 物品税納税者の権利	10
第 20 条 物品税納税者の義務	11
第 21 条 個人、関連組織の権利と義務	11
第 IV 部 税務職員及び税務執行者の権利と義務	11
第 22 条 税務職員及び税務執行者の権利	11
第 23 条 税務職員及び税務執行者の義務	11
第 V 部 禁止事項	12
第 24 条 一般禁止事項	12
第 25 条 税務職員及び税務執行者の禁止事項	12

第 26 条 納税義務者及び納税者の禁止事項	12
第 VI 章 物品税の運営及び調査	13
第 1 章 物品税の運営	13
第 27 条 物品税の運営機関	13
第 28 条 財務省の権利及び義務	13
第 29 条 税務局の権利及び義務	13
第 30 条 県及び首都の税務課の権利及び義務	14
第 31 条 区及び及び市町村税務署の権利及び義務	14
第 2 章 物品税活動の調査	15
第 32 条 物品税の調査機関	15
第 33 条 調査内容	15
第 34 条 専門的な調査	15
第 35 条 調査の形態	16
第 VII 部 優れた業績をあげた者に対する指針	16
第 36 条 優れた実績をあげた者に対する指針	16
第 37 条 違反者に対する措置	16
第 38 条 罰則	16
第 VIII 部 最終規定	17
第 39 条 物品税税率の変更	17
第 40 条 施行	17
第 41 条 有効性	17

国民議会

第 68 / NA 号
首都ビエンチャンにて、2019 年 6 月 19 日

物品税法 第 I 部 総則

第 1 条 目的

本法は国家予算へ正しくかつ完全の収入を増加する、地域及び国際的な統合の便宜を図り、国内における社会経済的な発展に貢献するために、社会の物品使用調整、国民健康維持並びに環境保護の推進、支援するための効率及び効果的であるための物品税にかかる活動の管理並びに検査に関する原則、規定、方法、及び手段を定義するものである。

第 2 条 物品税

物品税とは、ラオス国国内の個人、法人及び組織による輸入商品の使用、国内生産商品、サービスの使用に基づいて徴収する税である。

第 3 条 定義

本法において使用される用語には次の意味がある。

1. 「商品」とは、非物理的又は物理的な物体を指すものである。その物体は移動できるもの、又は移動できないものを含む。また、生産、販売、交換、及びサービスの供給において活用できる電気、ガス、エネルギー及びその他の資産も含む。
2. 「輸入」とは、経済特別区を含む他国からラオス国に対して商品を移送する行為をいう。
3. 「商品の提供」とは、現金、無料での贈与、自己消費及びその他同等のものを含む、対価による補償を受ける事で他人に商品の使用权を割当て、又は譲渡する行為をいう。
4. 「サービスの提供」とは、現金、無料での贈与、自己消費及びその他同等のものを含む、対価による補償を受ける事でサービス購入者又は他人に事業活動として労力を提供する行為をいう。物及び車両を含む場合もある。
5. 「居住者」とは、ラオス国内にて永久的な居住を持ち、生活の営み又は事業活動する者をいう。

6. 「**非居住者**」とは、ラオス国内にて永久的な居住を持たず生活の営みが無いものの事業活動する者をいう。
7. 「**車両**」とは、バイク、大型車、運送車、電車、船及び飛行機をいう。人間により生産される生き物ではない物品や部品及び移送可能なものを含む。
8. 「**バイク**」とは、ガソリン及びクリーンエネルギーを使用する機械であり、タイヤが2本から3本が付き、移動できるものをいう。
9. 「**大型車**」とは、ガソリン及びクリーンエネルギーを使用する機械であり、タイヤが4本以上、移動できるものをいう。それには、自動車、ピックアップ車、ワゴン車、運送車、4輪ATV車、ゴーカート車両、保冷車両、ゴルフ車両、ゴルフ場専用車両、観光業専用車両、レッカー（先頭部、中央部、後部）車両、液体又はガス又は粉末のセメントの運送車両、ガソリン運送車両、水車、クレーン車両、フォクリフト車、セメント加工車両、排水車両、セメント噴射車両、その他の全種類の噴射車両及び移動可能な家を含む。
10. 「**小型運送車**」とは、座席9席以下の客運送車、3.5トン以下の商品運送車をいう。
11. 「**中型運送車**」とは、座席10～35席以下の客運送車、3.5トン超15トン以下の商品運送車をいう。
12. 「**大型運送車**」とは、座席36席以上の客運送車、15トン超の商品運送車をいう。
13. 「**燃料エネルギー**」とは、全種類の燃料、ガス及びその他の機械で可動原料となる液体エネルギーをいう。
14. 「**クリーンエネルギー**」とは、電気エネルギー、太陽エネルギー、風力エネルギー及びその他の代替可能エネルギーで環境及び社会に影響を与えないものをいう。
15. 「**クリーンエネルギー車**」とは、クリーンエネルギー使用に特化した車両であり、二つのシステム使用可能であるガソリン及び代替可能エネルギー（ハイブリッド及び水素燃料）を含まないものをいう。
16. 「**重量車両**」とは、ロードスイーパー車両、ロードローラーカー、ショベルカー、ホイールローダカー、ブルドーザカー、ポールセッター車両及び他の重量車両をいう。
17. 「**農業特化した車両**」とは、農産物運送車を除くトラクタ、田植え機、コンバイン機及び類似機械をいう。
18. 「**飲料製品**」とは、予防や治療用以外の飲料水をいう。加工、梱包及び成分表シールがなされるものを指す。
19. 「**類似飲料製品**」とは、基本的な主成分を持つ飲料水が、飲料製品と似た類似製品でラオス国内にて生産されるものをいう。使用方法、効果及び成分が似ているものを指す。
20. 「**化粧品**」とは、美容、香水及び清潔用に、皮膚、髪の毛、歯、爪及び口に塗布するもの並びにマッサージ及びスプレーとして使用されるものをいう。
21. 「**美容器具**」とは、人間の美容診断又は美容整形用に使用される美容器具並びに機械、液体、固形、ガス及び光の原材料をいう。
22. 「**燃料オイル**」とは、燃料オイル管理機関が規定されているガソリン、軽油、飛行機燃料、灯油、ストーブ油、バイオ燃料及びその他の燃料をいう。

23. 「**車両部品**」とは、アクセサリ、娯楽及びその他の目的を除き、車両の技術的な保証となる基本的な部品をいう。
24. 「**車両交換部品**」とは、車両の技術的な保証となる基本的な交換部品をいう。
25. 「**完成品(CBU)**」とは、既製品の車両であり、すぐに消費者への販売が可能なものをいう。
26. 「**完成可能組立部品(CKD)**」とは、既製車の一台として完全に組立て可能な部品セットで、組立て後は車両として販売可能なものをいう。
27. 「**完成不可能組立部品(IKD)**」とは、既製車の一台として完全には組み立てできない部品セットで国内生産部品と組み合わせることで車両として完成し、販売可能なものをいう。
28. 「**アクセサリ品**」とは、車両の技術的な保証となる基本的な部品を除き、アクセサリ、娯楽及びその他の目的の部品をいう。
29. 「**金額課税**」とは、パーセンテージでの規定範囲外のものに対して金額として課税するものをいう。
30. 「**税務執行者**」とは、特定の場所、業務に関する任務を遂行するために任命され、尋問の任務も与えられる税務職員をいう。

第4条 物品税に関する国家方針

社会における商品の使用調整、サービスの供給、国民健康維持、環境保護及び国家社会経済開発を発展するため、国家は物品税に関する方針を制定する。

国家は、物品税管理に関わる条件及び利便性を設け、物品税管理である申告、納税及び徴収などが近代化、円滑化及び社会経済との調和が可能となるように各期間に応じて必要とされる人員、予算、構造基盤、車両、及び機材を供給する。

国家は企業家のために物品税の納税において望ましい環境を構築する。

第5条 物品税の実施原則

物品税の実施においては次の原則が適用される。

1. 国家社会経済開発計画、法律、政策及び方針との整合性を取る。
2. 国家予算への収入源として国内全域において中央集権的で画一的に徴収する。
3. 平等性、正確性、完全化、高速化、透明性及び説明責任を確保する。
4. 法律に基づき、物品税納税者に統一的に利便性を確保する。
5. 関係省庁、組織、その他の機関並びに地域管理機関と協力する。

第6条 物品税に関する義務

ラオス国内において商品及びサービスを消費する個人、法人、及び国内外の組織は本法の定義に基づいて物品税を支払う義務がある。

第7条 適用範囲

本法は、ラオス国において商品及びサービスを消費する個人、法人及び国内外の組織に適用する。

第8条 国際協力

国は、情報収集並びに交換、学習、技能、人材教育及びその他ラオス国が当事者となっている条約及び国際約束の適用によって、物品税関連活動における外国、地域及び国際的に関係及び協力を推進する。

第 II 部 物品税の徴収及び計算

第1章 物品税の徴収

第9条 物品税の徴収

本法により定められた割合に従って、輸入商品並びに国内の生産商品及びサービスを消費する個人、法人及び国内の組織より徴収する。

第10条 物品税の納税者

物品税納税者は、次の者である。

1. 商品輸入者。
2. 商品製造者。
3. サービス提供者。
4. 非居住者からサービスを購入する者。

第11条 物品税対象の商品及びサービス

ア. 物品税対象の商品は次のものである。

1. 燃料オイル。
2. バイク及び大型車両。
3. 車両の備品及び部品。
4. 車両の交換部品。
5. 車両のアクセサリー。
6. お酒及びアルコール成分含む飲料

7. ビール
8. タバコ：承認済みの線状のタバコ、箱状のタバコ、葉巻タバコ、電子タバコ、ニコチン成分が含まれる電子タバコ。
9. 車両用のガス。
10. 既製品の飲料。例：炭酸飲料、ソーダー、エネルギー補給飲料。
11. ガラスのクリスタル製品。使用目的及び装飾目的。
12. 羊の毛又は動物の細かい毛より作られるカーペット。
13. 香水、化粧品、美容器具及び美容の設備。
14. 承認済みのトランプ及びあらゆるギャンブル。
15. 承認済みの花火ロケット及び花火。
16. エンジンで構成されるスポーツ船、高速船及びヨット。
17. 衛星放送を受信するアンテナ及び機器類（衛星放送受信アンテナ及び受信カメラ）
18. オーディオ、ビデオ、カメラ、電話、録音録画機器及び音楽機器。
19. 無人飛行機、空中での撮影機器並びに小型蒸気又は気球による飛行機器。
20. ビリアード台、ボーリングの設備及びサッカーテーブル。
21. 全種類のゲーム機器。例：play station、X-box。

イ. 物品税対象のサービスは次のものである。

1. エンターテイメント。ダンス会場、ディスコ及びカラオケ。
2. ボーリング事業。
3. 美容整形事業。
4. 電話サービス、光ファイバー放送サービス及びデジタル放送サービス事業。
5. インターネットサービス事業。
6. ゴルフ事業。
7. 承認済みの宝くじ事業。
8. カジノ、コイン投入ゲームボックス及び全ゲーム事業。
9. 車両レース、乗馬レース及び闘鶏。
10. バルーン事業、小型蒸気及び気球による飛行サービス並びに空中撮影サービス。

第 12 条 物品税課税対象外の商品及びサービス

物品税課税対象外の商品及びサービスは次のものである。

1. 本法第 11 条 ア. 項にて定められている物品税対象となる商品が国境経由商品又はラオス国内で製造され国外へ輸出されるものである場合。
2. 医療事業用のアルコール。
3. ラオス国の規程に基づいて大使館、領事館及び国際機関により輸入される車両及び使用物。
4. 公式的なお祝い用として政府より輸入される花火ロケット及び花火。

5. 平和又は防衛活動に特化された災害救済用の車両、救急車、消防車、救済車両、救済飛行機、及び救済船。
6. 農業事業に特化した機械設備。
7. 固定資産及び直接製造に使用されるロードスーパー車両、ロードローラーカー、ショベルカー、ホイールローダカー、ブルドーザカー及びポールセッター車両。
8. 投資契約に基づいたプロジェクト事業用に一時的輸入される車両。
9. 外国との資本供給契約により無償で提供される車両。
10. クリーンエネルギー使用のバイク。
11. 国内組立工場にて輸入される車両の部品及び備品。

第2章 物品税の計算

第13条 物品税の計算方法

物品税の計算方法は、物品税の課税金額に物品税率を乗ずるものとする。

第14条 物品税課税金額

商品及びサービスにかかる物品税の課税金額は以下の通りとする。

1. 輸入商品の場合、実際取引原価(CIF 価格)に輸入関税及び(適用される場合は)手数料の額を加算した額とする。ビール、お酒及びアルコール成分が含まれる飲料並びに輸入タバコは、追加で国内販売時に物品税を徴収する。卸値から輸入時の物品税課税金額を差し引いて計算する。
2. 国内販売するための製造商品又は組立商品の場合、工場からの卸値とする。自己消費、贈品及び景品は、製造又は組立時の原価とする。
3. 国内におけるサービス提供の場合、それは付加価値税及び物品税を含まないサービス提供価額とする。
4. ラオス国非住居者又はラオス国内で設立されていない者より商品又はサービスの提供を受けた場合、実際の商品及びサービスの実際価額とする。

第15条 物品税の税率

物品税の税率は、商品の種類及びサービスによって次のように規定する。

1. 一般商品の税率

	物品税課税対象の一般商品	税率 (%)
1	燃料オイル	
	1) 特別ガソリン	35%

	2)	一般ガソリン			30%
	3)	ディーゼル燃料			20%
	4)	ジェット燃料			8%
	5)	ストロブ、エンジンオイル、油圧オイル、粘着性オイル、ブレーキオイル			5%
2	車両				
	1	バイク			
	1.1	燃料エネルギー使用のバイク			
		項目	CBU	CKD	IKD
		～110 cc	10%	6%	3%
		111 cc ～150 cc	20%	排気量 111 cc 以上の場合は、CBU 率を適用する。	
		151 cc ～ 200 cc	25%		
		201 cc ～ 250 cc	35%		
		251 cc ～ 500 cc	70%		
		501 cc ～ 800 cc	90%		
		801 cc ～	100%		
	2	大型車両			
	2.1	小型運送車両			
	2.1.1	客運送車両：セダン、ジップ、ワゴン車、4 ドア以上のピックアップ車			
	2.1.1.1	燃料エネルギー使用			
		1,000 cc 以下	25%		
		1,000 cc 超 1,600 cc 以下	30%		
		1,600 cc 超 2,000 cc 以下	35%		
		2,000 cc 超 2,500 cc 以下	40%		
		2,500 cc 超 3,000 cc 以下	45%		
		3,000 cc 超 4,000 cc 以下	70%		
		4,000 cc 超 5,000 cc 以下	85%		
		5,000 cc 超	90%		
	2.1.1.2	燃料エネルギー及び代替可能エネルギーの両方を使用する客運送車両	2.1.1.1 より規程された排気量の 50%		
	2.1.1.3	クリーンエネルギー使用の客運送車両	3%		
	2.1.2	商品運送する 2 ドア及び 2.5 ドアのピックアップ車			
		燃料エネルギー使用	15%		
		クリーンエネルギー使用	3%		
	2.1.3	客及び商品運送の小型車			
		燃料エネルギー使用	10%		
		クリーンエネルギー使用	3%		

	2.2	客及び商品運送の中型車	
		燃料エネルギー使用	8%
		クリーンエネルギー使用	3%
	2.3	客及び商品運送の大型車	
		燃料エネルギー使用	5%
		クリーンエネルギー使用	3%
	2.4	保冷車両並びに液体、ガス又は粉末のセメントの運送車両、燃料オイル運搬車、水車、クレーン車両、フォクリフト車、セメント加工車両、排水車両、セメント噴射車両、全種類の噴射車両、移動可能な家を含む	10%
	2.5	レッカー（先頭部、中央部、後部）車両	5%
	2.6	ゴルフ車両、ゴルフ場専用車両	10%
2.7	観光業専用車両	5%	
2.8	4輪バイク(ATV)、ゴーカート車両	25%	
3	国内生産工場外の輸入組立部品及び交換部品		
	バイク		5%
	全規模の客運送車及び商品運送車		10%
4	車両アクセサリ		
	音響機器		20%
	装飾品		15%
5	酒及びアルコール飲料		
	アルコール 23%超の酒及びアルコール飲料		70%
	アルコール 23%以下の酒及びアルコール飲料		60%
6	ビール		50%
7	タバコ類		
	葉巻タバコ、一本単位のタバコ、箱単位のタバコ及びその他のタバコ		50%
	電子タバコ及び電子タバコ用のニコチン成分含む液体薬		60%
	線状のタバコ		35%
8	車両用のガス		10%
9	精製飲料		
	炭酸飲料、ソーダー飲料、コーヒー飲料及びその他の類似飲料		5%
	エネルギー補給飲料		10%
10	使用用及び装飾用のガラスのクリスタル製品。		20%
11	羊の毛又は動物の細かい毛より作られるカーペット		15%
12	香水、化粧品、美容器具及び美容の設備		20%
13	承認済みのトランプ及びあらゆるギャンブル		90%

14	承認済みの花火ロケット及び花火	80%
15	エンジンで構成されるスポーツ船、高速船及びヨット	20%
16	衛星放送を受信するアンテナ及び機器類	15%
17	オーディオ、ビデオ、カメラ、電話、録音録画機器及び音楽機器	10%
18	無人飛行機、空中での撮影機器並びに小型蒸気及び気球などの飛行機器	20%
19	ビリヤード台、ボーリングの設備及びサッカーテーブル	30%
20	コイン投入ゲームボックス及び全種類のゲーム機器	35%

2. サービスの税率

	物品税課税対象サービス	税率
1	ダンス会場、ディスコ及びカラオケのエンターテイメント	35%
2	ボーリング事業	20%
3	美容整形事業	10%
4	電話サービス、光ファイバー放送サービス及びデジタル放送サービス事業	5%
5	インターネットサービス事業	3%
6	ゴルフ事業	20%
7	宝くじ事業	25%
8	カジノ、コイン投入ゲームボックス及び全種類のゲーム事業	50%
9	車両レース、乗馬レース及び鶏のビート事業	25%
10	バルーン事業並びに小型蒸気及び気球による飛行サービス、空中撮影サービス	10%

国内製造又は国内で組み立てられた燃料オイル使用大型車両で CKD 仕様の場合は 5%税率、IKD 仕様の場合は 3%を徴収する。

第 16 条 物品税の最低税率

最低税率は、政府の政策によって特定した輸入商品に対する課税である。

本法第 15 条で定められた税率で納税する商品（金額）が、最低課税より少ない場合は最低課税として徴収する。

政府が、最低課税対象商品及び最低課税税率を、国会にて検討するため、定期的に社会経済における商品使用の調整にもとづいて策定し、提案する。

第 17 条 物品税の計算及び徴収の期限

物品税の計算及び徴収の期限については、以下の通り適用される。

- 外国から輸入した商品は、税関申告が実施される時。
- 国内において提供された商品及びサービスは、商品及びサービスが実際提供される時。
- ラオス国内において提供された商品の提供及びサービスは、非居住者かつラオス国内で設立されていない者より購入した時又は実際提供された時。

第 18 条 物品税の申告及び納税

本法第 11 条にて定められた商品輸入者、商品製造者及びサービス提供者は次のように納税義務がある。

- 商品輸入者は、輸入税関申告が実施される場所において申告及び納税する。
- 国内の商品製造者及びサービス提供者は、毎月納税とし、管轄の税務管理当局にて、翌月 20 日までに申告及び納税をする。
- 国内にて事業活動する者が、非居住者かつラオス国内で設立されていない者より商品及びサービスの購入する場合、翌月 20 日までに申告及び納税する。事業活動していない個人が商品及びサービスを購入する場合、税の計算日から 15 日間以内に納税する。

物品税の納税は、国庫の口座ある商業銀行、国庫若しくは各県、首都又は市町村の国庫経由で納税する。

第 III 部 納税者、個人及び関連組織の権利と義務

第 19 条 物品税納税者の権利

物品税納税者の権利は以下の通りとする。

1. 物品税に関する情報、データ、詳細、指導、説明及び助言を受けること。
2. 物品税納税者の秘密情報の保護を受けること。
3. 法律により、物品又は税率における免税又は軽減の優遇を受けること。
4. 税務調査にかかる議事録、結果についての説明、指導及び助言を受けること。
5. 法律に従って、過払い物品税の還付を受けること。
6. 税務職員、税務執行者及び関連機関の法律の違反について、申立、請願、又は訴訟を起こすこと。
7. 物品税とは関係ない情報の提供を拒否できること。
8. 法律によって定められたその他の権利を行使すること。

第 20 条 物品税納税者の義務

物品税納税者の義務は以下の通りとする。

1. 適切、完全かつ適時に物品税の計算、控除、申告及び納付を行うこと。
2. 明確で正確な物品税の申告、計算、徴収、控除、物品又は税率における免税又は軽減を行う責任を負うこと。
3. 年間納税報告書作成及び翌年納税計画を行うこと。
4. 銀行口座、国庫及びその他の金融機関の口座情報を税務当局に開示すること。
5. 会計書類、インボイス、財務諸表並びに物品税に関連するその他の書類を、法令に従って提出すること。
6. 免税又は軽減の優遇処置を受けたことを税務当局へ報告すること。
7. 法律により定められたその他の義務を履行すること。

第 21 条 個人及び関連組織の権利と義務

個人及び関連組織の権利と義務は以下の通りとする。

1. 自身の義務に従って、物品税に関わる納税義務者及び納税者の情報を、税務当局に提供し協力すること。
2. 物品税に関わる法律及び関係規定に違反する事項を税務当局へ報告すること。報告者自身、及び秘密情報の保護を受けること。
3. 法律により定められた他の権利及び義務を履行すること。

第 IV 部 税務職員及び税務執行者の権利と義務

第 22 条 税務職員及び税務執行者の権利

税務職員及び税務執行者の権利は以下の通りとする。

1. 個人、法人及び関連組織より税務当局の依頼又は必要に応じて協力及び便宜を受けること。
2. 個人、法人及び関連組織より物品税に関する情報収集の協力を得ること。
3. 個人、法人及び関連組織より物品税に関する情報提供の催促ができる。
4. 法律により定められる他の権利を行使すること。

第 23 条 税務職員及び税務執行者の義務

税務職員及び税務執行者の義務は以下の通りとする。

1. 物品税の法律及び規定を、個人、法人及び組織へ発表し啓蒙すること。
2. 物品税の法律、規定及びその他の関連法令を執行すること。
3. 物品税に関わる情報、データの提供、説明及び指導を行うこと。

4. 物品税に関わる計算、控除、申告、還付、過払いの還付並びに免除及び軽減、納税を監査すること。
5. 法律及び規定に従って、未払い納税を催促すること。
6. 納税義務者の秘密情報を保護すること。
7. 国家予算への収入となるよう、銀行経由の納付申告及び納税申告を追跡し促進すること。
8. 物品税に関わる関係部署、組織及び地方管理組織と協力すること。
9. 権利の範囲内で納税義務者からの申請を検討し解決すること。
10. 法律に定められたその他の義務を履行すること。

第 V 部 禁止事項

第 24 条 一般禁止事項

個人、法人及び組織は以下のことをしてはならない。

1. 物品税にかかる情報又はデータ提供の拒否。
2. 物品税に関する隠蔽の共謀、法律違反の教唆又は税務執行の妨害。
3. 是海職員、税務執行者又は納税義務者への中傷、威嚇又は損害を加える行為。
4. 法律に違反するその他の行為。

第 25 条 税務職員及び税務執行者の禁止事項

税務職員及び税務執行者は以下のことをしてはならない。

1. 政府秘密情報、納税義務者の秘密情報の開示、文書の改ざんや妨害、任務の怠慢及び無責任。
2. 納税義務者に対して職権の乱用、賄賂の要求威嚇、又は受領により、国家の利益に損失を与える行為。
3. 徴収に違反する行為。
4. 徴収された税金を国庫に納入せず、個人的な目的に使用すること。
5. 法律に違反するその他の行為。

第 26 条 納税義務者及び納税者の禁止事項

納税者及び納税義務者は以下のことをしてはならない。

1. 情報及び証拠を破棄又は改ざん、売上高の隠蔽、自身の物品税の納税又は納付に関する法律の違反すること。
2. 税務職員又は税務執行者と国庫金を窃取するための賄賂又は見返りの提供又は受け取り若しくは共謀。
3. 物品税に関わるインボイス、受領書又は他の書類を改ざんする。

4. 法律に違反するその他の行為。

第 VI 章 物品税の運営及び調査

第 1 章 物品税の運営

第 27 条 物品税の運営機関

政府は、関係省庁及び地域機関と連携しながら、中心的な役割を担う直接の責任を財務省に指名することによって、物品税にかかる活動の運営を中央集権的、統一かつ公平に行わなければならない。

物品税運営機関は以下の通りとする。

1. 財務省
2. 税務局
3. 県及び首都の税務課
4. 区及び市町村税務担当

第 28 条 財務省の権利及び義務

物品税の運営において、財務省の権利と義務は以下の通りとする。

1. 物品税に関する戦略的計画、政策及び法令を研究及び立案し、検討のため政府に提出すること。
2. 物品税に関する政策、戦略的計画、法令を計画又はプロジェクト及び執行に落とし込み、執行すること。
3. 物品税の政策、戦略的計画、法令及びその他規定を公表し啓蒙すること。
4. 物品税にかかる法律及び関係法令の執行を監督、監視及び推進すること。
5. 法令に従って税務執行者及び納税義務者による納税申告及び計算を監視すること。
6. 物品税にかかる異議申立を解決すること。
7. 物品税にかかる関係省庁、その他の機関及び地域機関と協力すること。
8. 物品税の活動に関して、諸外国、地域及び国際社会と連携及び協力すること。
9. 物品税の活動の執行について、定期的に政府に対して要約し、報告すること。
10. 法律に定められたその他の権利を行使し、義務を履行すること。

第 29 条 税務局の権利及び義務

物品税の運営において、税務局の権利と義務は責任範囲に基づき以下の通りとする。

1. 物品税に関する戦略的計画、政策、法令及び計画又はプロジェクトを執行すること。
2. 物品税の政策、戦略的計画、法令及びその他規定を公表し啓蒙すること。
3. 物品税の執行を監督及び監視する。

4. 物品税に関わる合意書、指導書、通知書並びに納付及び催促通知書などの発行及び不正確な書類の取り消しを行うこと。
5. 物品税に関わる電子的な情報システムを行使すること。
6. 物品税にかかる異議申立を解決すること。
7. 物品税に関連するその他の関係組織と協力すること。
8. 物品税の活動に関して、業務範囲内に基づき諸外国、地域及び国際社会と連携及び協力すること。
9. 物品税の活動の執行について、定期的に財務省に対して要約し、報告すること。
10. 法律に定められた他の権利を行使し、義務を履行すること。

第 30 条 県及び首都の税務課の権利及び義務

物品税の運営にあたって、県及び首都の税務はその管轄地域における主な権利と義務として以下のものを有する。

1. 物品税に関する戦略的計画、政策、法令、運営の開発及び管理の仕組みを執行し展開すること。
2. 物品税の法令、通達及びその他規定を、個人、法人又は組織の意識向上のために発表及び啓蒙すること。
3. 物品税確保が正確に、完全に、遅延無く行うための助言、指導及び監視すること。
4. 物品税に関わる合意書、指導書、通知書、納付及び催促通知書などの発行並びに不正確な書類の取り消しを行うこと。
5. 国家向けの会計を設けるため、物品税にかかるあらゆる収入を、関係する県及び首都と連携し、記録、集計及び分析すること。
6. 税務執行者及び納税義務者による納税申告及び計算を厳重に監視すること。
7. 技術的な情報管理を行使し、物品税の運営を近代化すること。
8. 物品税にかかる運営について、予算、年金、車両及び機械設備を導入すること。
9. 物品税に関連する県組織、首都組織、会計課及び他の関係課と協力すること。
10. 物品税の運営を追跡し促進すること。
11. 物品税の活動に関して、業務範囲内に基づき諸外国、地域及び国際社会と連携及び協力すること。
12. 物品税の活動の執行について、定期的に税務局、県知事及び都知事に対して要約し、報告すること。
13. 法律及び業務範囲内の規程に定められたその他の権利を行使し、義務を履行すること。

第 31 条 区及び市町村税務署の権利及び義務

物品税の運営にあたって、区及び市町村の税務事務所は、主な権利と義務は以下の通りとする。

1. 物品税に関する戦略的計画、政策、法令、運営の開発及び管理の仕組みを効率的に執行すること。
2. 物品税の法令、通達及びその他規定を、個人、法人又は組織の意識向上のために発表すること。
3. 物品税確保が正確に、完全に、遅延無く行うために定期的かつ公平的に指導及び監視する。
4. 物品税に関わる合意書、指導書、通知書、納付及び催促通知書などの発行並びに不正確な書類の

取り消しを行うこと。

5. 国家向けの会計を設けるため、物品税にかかるあらゆる収入を、関係する区及び市町村と連携し、記録、集計及び分析すること。
6. 税務執行者及び納税義務者による納税申告及び計算を厳重に監視すること。
7. 技術的な情報管理を行使し、物品税の運営を近代化すること。
8. 物品税にかかる運営について、予算、年金、車両及び機械設備を導入すること。
9. 物品税に関連する区組織、市町村組織、会計事務所及び他の事務所と協力すること。
10. 物品税の運営を追跡し促進すること。
11. 物品税の活動の執行について、定期的に県税務課、首都税務課、区長及び市町村長に対して要約し、報告すること。
12. 法律及び業務範囲内の規程に定められたその他の権利を行使し、義務を履行すること。

第 2 章 物品税活動の調査

第 32 条 物品税の調査機関

物品税の調査機関には以下のものが含まれる。

1. 内部調査機関は、第 27 条に定められた物品税の運営機関と同じ機関である。
2. 外部調査機関は、国民会議、県民議会、全てのレベルの政府調査機関及び不正機関、国家監査機関、ラオス国家建設戦線、古戦士連盟、市民社会、マスメディア及び関連団体。

第 33 条 調査内容

物品税の調査は以下のものとする。

1. 物品税にかかる法律及び関連規定に従って執行すること。
2. 物品税にかかる運営機関の活動を監査すること。
3. 法律に定められた権利及び義務を執行し、違反者に対する罰則を執行すること。

第 34 条 専門的な調査

物品税の専門的な調査は以下のものとする。

1. 納税義務者の年間物品税納税計画。
2. 納税義務者の物品税申告。
3. 物品税申告後の調査。
4. 物品税の控除及び還付申請。
5. 物品税の計算における場所、関係書類及び設備など。
6. 移転価格。

7. 財務報告書。
8. 納税義務者の損害に関する管理仕組み。
9. 物品税にかかる他の事項。

第 35 条 調査の形態

調査には以下の通りの 3 つ種類がある。

1. 定期調査。
2. 事前通知による調査。
3. 緊急調査。突然の調査で、調査対象者への事前の通知が行われない。

定期調査は、事前に定められた時期に調査を行う定期調査。

事前通知の調査は、計画には含まれていない調査で、必要と判断された場合に実施され、事前に通知される事前通知を伴う調査。

緊急調査は、突然の調査及び計画には含まれない調査で、調査対象者への事前の通知が行われない緊急調査。

特定目的に対しての調査は、税務関連課、税務当局又は事業実施場所で執行する。

第 VII 部 優れた業績をあげた者に対する指針 及び違反者に対する措置

第 36 条 優れた実績をあげた者に対する指針

納税義務者の見本となり、納税義務を厳重に実施する個人、法人又は組織には報奨及び便宜が与えられるか、法令に従ってその他の指針が適用される。

第 37 条 違反者に対する措置

物品税に関する法令に違反した個人、法、又は組織は、その違反の重度により再教育、警告、警戒処分、罰金若しくは民事又は刑事的な措置の対象となる。

第 38 条 罰則

物品税にかかる法令及び関連規定に違反する場合、各事例により以下の措置がとられる。

1. 物品納税申告書に納税者番号の記載を怠った場合、違反の度に 100,000 キープの罰金が科される。

2. 法律の定められた納税申告書類の提出遅れた場合は、遅れた度に 500,000 キープの罰金が科される。
3. 物品税にかかる関係文書、情報を提出しない場合は、催告通知ごとに 1,000,000 キープの罰金が科される。
4. 本法に定められた期限までに物品税申告が行われない場合は、毎回 1,500,000 キープの罰金が科される。
5. 本法に定められた、電話番号、事業の住所、その他の変更について税務当局に対する通知を怠った場合、違反の度に 3,000,000 キープの罰金が科される。
6. 不完全又は正しく納税申告しない場合、納税額の 50%分の罰金が科される。
7. 本法に定められた期限までに納税が遅れた場合、納税額の日当たり 0.1%の罰金が科される。
8. 物品税の滞納に関して、次のように科せられる。
 - 1 通目の催告通知に対しては納付すべき税金に対して 30%の罰金が科せられる。
 - 2 通目の催告通知に対しては納付すべき税金に対して 60%の罰金が科せられる。
 - 3 通目の催告通知に対しては納付すべき税金に対して 100%の罰金が科される。

物品税の滞納を有する者は以上の措置に従わない場合は、事業中止若しくは事業許可、投資許可、又はその他の許可の取消若しくは法に従って違反の重大性に応じた懲罰が科される。

各回の催告通知は発行及び滞納を有する納税者への交付から 15 日間有効となる。

第 VIII 部 最終規定

第 39 条 物品税税率の変更

政府は、各期間の社会経済の発展に対応するため、緊急に物品税税率の変更を研究し、国民議会に提出できる。国民議会は、国家主席へ申請し、国家主席による一時的な布告の発表後、国民議会の委員会にて報告する。

個人、法人又は組織は、物品税税率を変更する権限を有しない。

第 40 条 施行

ラオス国政府は本法を執行しなければならない。

第 41 条 有効性

本法は、ラオス国国家主席により 2020 年 1 月 1 日公布令が出され、官報に 15 日間掲載された後、効力を有する。

本法と矛盾する規則及び規定は無効とする。

国民会議議長